

第 73 類

鉄 鋼 製 品

注

- 1 この類において「鑄鉄」とは、含有する元素のうち鉄の重量が最大の鑄造品で、第 72 類の注 1 (d) に定義する鋼の化学的組成を有しないものをいう。
- 2 この類において「線」とは、熱間成形又は冷間成形をした製品で、横断面の最大寸法が 16 ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。

総 説

この類には、73.01 項から 73.24 項までに特掲された鉄鋼製品並びに 82 類若しくは 83 類及びこの表の他の類に該当しない 73.25 項及び 73.26 項の鉄鋼製品（鉄には、この類の注 1 に規定する鑄鉄を含む。）を含む。

この類において、「管」及び「中空型材」とは、次のものをいう。

(1) 管

横断面が全長を通じて一様な閉じられた一の空間を有する同心中空製品で、内表面と外表面が同じ形状のもの。鋼管の横断面は、主として円形、だ円形、正方形又は長方形であるが、正三角形その他正凸多角形のものも含む。また、横断面が円形以外の製品で全長を通じて角を丸めたもの及び端を膨径したものを含む。これらの管には研磨したもの、被覆したもの、曲げたもの（巻いたものを含む。）、ねじを切ったもの、接合したもの、穴をあけたもの、くびれを付けたもの、広げたもの、円すい形にしたもの又はフランジ、カラー若しくはリングを付けたものを含む。

(2) 中空型材

上記の定義に該当しない中空の物品で、主として、内表面と外表面の形状が異なるものである。

72 類の総説はこの類において準用する。

73.01 鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼

7301.10－鋼矢板

7301.20－形鋼

鋼矢板は、圧延、引抜き、プレス、プレスフォールディング若しくはロール機により成形された形状のもの又は圧延した部分品を、例えば、びょう接、溶接、クリンピングによって組み合わせたものから成る。これらは、単に連結することにより又は縦に並べることによって、互いに接合される。このため、少なくとも縦の辺に連結のための仕組み（例えば、溝、フランジ、インターロック）を有する。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 鋼矢板の角又は隅を形成するもの。このため、折り曲げられたもの又は長さ方向に切られたものが使用され、角を形成するために溶接又はびょう接される。
- (2) 隔壁を作るために、三つ又は四つの腕を有する鋼矢板を接合するもの
- (3) 異なる型の鋼矢板を連結するために使用されるもの
- (4) 地面に打ち込まれた時に無理に組み合わせることなく結合する状態の鋼矢板の導管及びコラム。導管の形状は波形でコラムは二つの部分を溶接したものから成っている。

鋼矢板は、一般に、ダム、堤防又は堀のような土木工事で砂地、湿地又は水で覆われた土地に壁を作るために使用される。

この項には、溶接形鋼を含む。72.16 項の解説は、溶接された形鋼について準用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 溶接中空形材 (73.06)
- (b) 外部連結用のインターロックを有しないパイルに組み合わせた鋼矢板 (73.08)

73.02 レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍（てつ）差、転轍（てつ）棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）

7302.10—レール

7302.30—トングレール、轍（てつ）差、転轍（てつ）棒その他の分岐器の構成部分

7302.40—継目板及びソールプレート

7302.90—その他のもの

この項には、鉄鋼の鉄道又は軌道の線路（標準軌用又は狭軌用のもの）用の建設資材で次に掲げるものを含む。

- (1) 鉄道線路用レール：熱間圧延により製造される。この項には各種の長さのもの、硬頭軌条、フランジレール（又は平底のもの）、溝付き炭車用レール、電鉄用レール及び導体レールを含む。

この項には通常、鉄道又は軌道の線路に使用されるすべての型式（使用される場所を問わない。例えば、天井用、移動用クレーン等）を含む。ただし、鉄道用の型式でないもの（例えば、ドア用レール及びリフト用レール）は含まない。

チェックレールは、ガードレール又は安全レールとしても知られるもので、交叉（さ）点又はカーブで脱線を防ぐために通常のレールに取り付けられるものである。

ラックレールは、急勾配の線路に使用される。一つは二本の平行した長い棒を正確な間隔で並べ、これに直角に交わる棒を、機関車の下に取り付けた歯車の歯がかみ合うような間隔

で接続して製造する。他の種類は、同じように歯車の歯がかみ合うように作られた歯を有するレールである。

上記の物品は、真直なもの、曲げたもの、ボルト閉め用の穴を有するものがある。

- (2) トングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分：これらは、鑄造その他の方法で製造されるもので、レールの接合点又は交叉点に使用される。
- (3) 鉄鋼製のまくら木：レールを平行に維持するために使用されるものである。通常、圧延後最終の形状にプレスして製造するが、数個の部分を溶接又はリベット接合して製造する場合もある。通常、横断面はU型であるが、Ω型（非常に短い足付きのもの）のものもあり、また、この項には、穴をあけたもの、溝をほったもの、座鉄若しくはソールプレートを取り付けたもの又はレールを留めるために成形されたハウジングを取付けたものも含む。
- (4) 継目板：各種の形状（平面状、肩を有するもの、角ばったもの等）に熱間圧延、鍛造又は鑄造されたもので、軌条の接続に使用する。穴をあけてあるかないかを問わない。
- (5) 座鉄（通常鑄鉄製）：まくら木に硬頭軌条を固定するのに使用され、ねじくぎ (coachscrew) 又はボルトでレールに取り付けられる。

座鉄くさびは、座鉄でレールを保持する際に使用する。

ソールプレート（ベースプレート、スリーパープレート）は、まくら木に平底軌条を固定するのに使用され、まくら木を保護し、クランプ、ボルト、ねじくぎ又はスパイクでまくら木に、鉄鋼製の場合は溶接で取り付けられる。

レールクリップも同様にまくら木に平底軌条を固定するのに使用され、まくら木にレールの平底をボルト締めにより固定する。

この項には、棒をほぼL型に成型したもので短い1辺がレールのフランジを押さえ、長い1辺（末端は少し平らになっているが、とがっていないもの）が前もって穴をあけたまくら木の穴にはめ込まれるようになったもの等その他の鉄道のレールの固定装置を含む。また、この項には、弾力性のあるレールを留める装置を含む。これらは、ばね鋼から製造され、レールをまくら木又はソールプレートに締めつける。この締めつける力は製造された時の条件で留め具の幾何学的たわみから得られる。通常ゴム又はプラスチック製のパッド又は絶縁装置が、留め具とレール又は留め具とまくら木の間にはさまれる。

- (6) 床板及びタイ：これらは、レールを平行な位置に保持するために使用されるものである。ある種の特殊なスペーシングタイ (spacing-ties) 及びアングルバー (angle-bars) は、連続して並べた数本の木製まくら木にボルトでとめるように設計されている。これらは、まくら木に直角に取り付けてレールの変形（クリープ）をある点で防止するために使用される。
- (7) 長さの方向のクリープ変形が生じるレールに取り付けるその他の特殊な匍進（ふくしん）止め：これらは、この長さの方向のクリープの変形を阻止するまくら木又はソールプレートを押さえつけるものである。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ねじ、ボルト、ナット、びょう及び犬くぎ（鉄道線路の建設材料の取付けに使用されるもの）(73.17 及び 73.18)
- (b) 組み立てた鉄道線路、転車台、プラットホーム用緩衝器及びローディングゲージ (86.08)

73.03 鑄鉄製の管及び中空の形材

この項の物品は、この類の注1に定める鑄鉄製の管及び中空の形材をいう。

これらは、型鑄造又は遠心鑄造で製造される。後者の場合においては、溶融鉄を水平シリンダーに流しシリンダーを急速に回転させることにより、鉄は遠心力によってシリンダーの内壁に押しつけられ凝固する。

これらの管及び中空の形材には、真直のもの、曲げたもの、平坦なもの又はひれ若しくはひだを付けたものがある。また、ソケット、若しくはフランジを付けたもの、また、溶接若しくはねじ切りによりフランジを付けたものもある。組立ての便宜のために、ソケット付きの管は、一端が他の管と接続できるように拡大している。フランジ付きの管は、カラー、ナット、ボルト、クランプ等で組み立てられる。また、端部にねじ切りを付けた管又は端部が平坦な管は、カップリング、リング又はカラーによって組み立てられる。

この項には、管及び中空の形材に多数の開口を付けたもの若しくは分岐用の開口を付けたもの又は例えば、垂鉛、プラスチック、ビチューメンで被覆したものを含む。

この項の管は、主として、水用若しくは下水用の圧力若しくは重力パイプライン、低圧ガス配管、とい又は排水管として使用される。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 管用継手 (73.07)

(b) 製品の特典部分として作り上げた管及び中空形材で、それぞれの項に該当するもの：例えば、セントラルヒーティング用のラジエーターの部分品 (73.22) 及び機械の部分品 (16部)

73.04 鉄鋼製の管及び中空の形材 (継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。)

—油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ

7304.11—ステンレス鋼製のもの

7304.19——その他のもの

—油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ

7304.22—ドリルパイプ (ステンレス鋼製のもの)

7304.23——その他のドリルパイプ

7304.24——その他のもの (ステンレス鋼製のもの)

7304.29——その他のもの

—その他のもの (鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)

7304.31—冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの

7304.39——その他のもの

—その他のもの (ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)

7304.41—冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの

7304.49—その他のもの

—その他のもの（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）

7304.51—冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの

7304.59—その他のもの

7304.90—その他のもの

この項の管及び中空の形材は、次の方法で製造される。

(A) 中間製品（インゴット（圧延及びはく離したもの）、ビレット又は圧延若しくは連続鍛造によって得られた円形物）の熱間圧延

この製造には、次の方法がある。

(1) クロス圧延機（マンネスマン式）、ディスクミル又は円錐型せん孔機によるせん孔法で最終製品よりも厚肉で短い中空ブランクを得るための方法

(2) マンドレル又はプラグを挿入し、この上部での熱間圧延する方法。これには次の方式がある。

—ベアリング管の製造に主として使用される3重ロール式圧延（アセル又はトランスバル、ガイディングディスクの付いた2重ロール式圧延（ディーシャー式）又は3重プラネタリー圧延

—完全に浮いた状態又は半ば浮いた状態に固定されたマンドレルに種々のロールを配置した連続式管圧延（ノイバル式又はダルミン式）

—ピルガー圧延

—ステューフェル圧延

—連のロールにブランクを押し込むプッシュベンチ法

—ストレッチを減少させる圧延（この場合完成した管が製造される。）

(B) 円形のガラスを使用したプレスによる円形物の熱間押し出し（ユージンセルジュネ法）又は他の潤滑剤を使用したプレスによる円形物の熱間押し出し。この方法は、実際には、せん孔、伸張（伸張のないものもある。）及び押し出しの操作を含む。

上記作業に次いで、次のような仕上げ作業が行われる。

—再加熱したブランクの寸法を矯正若しくは引伸ばし、圧延し、最終的に真直に加工する熱間仕上げ

—マンドレル上での冷間仕上げ、ベンチ上での冷間引抜き若しくはピルガーミルによる冷間圧延（マンネスマン式又はメガバル式）。これらの作業によって、ブランクとして使用される熱間圧延又は熱間押し出しをした管から、肉厚の薄い管（トランスバル法では、肉厚の薄いものが直接得られる。）若しくは口径の小さい管、更に口径及び肉厚の高精度の管を製造することができる。冷間加工法には、また、研磨した表面（低い粗さの管）が要求されるもの、例えば、ニューマチックジャッキ又は水圧シリンダーを製造するためのホーニング及び圧延バニシ仕上げを含む。

(C) 鍛造又は遠心鍛造

(D) 成形型の上に置いたディスクを深絞りし、次いで熱間引抜きにより、ブランクを製造する。

(E) 鍛造

(F) 冷間引抜き又は冷間圧延を伴う棒の切削加工 (72.28 項の中空ドリル棒を除く。)

管及び中空の形材の区分については、この類の総説を参照

*

* *

この項の物品には、例えば、ビチューメンで結合したもののグラスウール又はプラスチックを被覆したものもある。

この項には、また、ひれ又はひだを付けた管及び中空形材 (管全体に縦ひれ又は横ひれを付けたもの) を含む。

この項の物品には、特に、油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ、油又はガスの掘削用に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ、ボイラー用、過熱器用、熱交換器用、凝縮器用、精練炉用、発電所の給水加熱器用の管、高・中圧蒸気供給用の垂鉛引き管又は黒管 (いわゆるガス管) 並びに水又はガスの市街地供給主管用の管及び建造物の中でのガス又は水の供給用の管を含む。更に、これらの管は、自動車の部品の製造用、玉軸受、円筒軸受、円すい軸受又は針状軸受用のリングの製造用、その他の機械用、足場用、管状構造物用又はビル建設用に供される。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 鋳鉄製の管 (73.03) 及び鉄鋼製の管 (73.05 又は 73.06)

(b) 鋳鉄製の中空形材 (73.03) 及び鉄鋼製の中空の形材 (73.06)

(c) 鉄鋼製の管用継手 (73.07)

(d) 鉄鋼製のフレキシブルチューブ (自動調温ふいご及び拡張ジョイントを含み、継手があるかないかを問わない。) (83.07)

(e) 絶縁した電線用導管 (85.47)

(f) 特定の物品に作り上げた管及び中空の形材。例えば、構造物用に加工したもの (73.08)、セントラルヒーティング用のラジエーターの管状の部分品 (73.22)、ピストン式内燃機関の排気マニホールド (84.09)、その他の機械類の部分品 (16 部)、87 類の車両の排気ボックス (消音器) 及び排気管 (例えば、87.08 又は 87.14)、自転車のサドル用柱及びフレーム (87.14)

*

* *

号の解説

7304.11、7304.19、7304.22、7304.23、7304.24 及び 7304.29

これらの号は、規格又は技術的スペック (例えば、米国石油協会 (API) のラインパイプ用規格 5L 又は 5LU 及びケーシング、チュービング、ドリルパイプ用規格 5A、5AC 又は 5AX) に適合しているかないかを問わず、すべての製品を含む。

7304.31、7304.39、7304.41、7304.49、7304.51 及び 7304.59

これらの号の冷間加工した物品とその他の物品の区分については、72 類総説 (iv) (B) 第 2

パラグラフを参照

73.05 鉄鋼製その他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が406.4ミリメートルを超えるものに限る。）

—油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ

7305.11—縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの

7305.12—その他のもの（縦方向に溶接したものに限る。）

7305.19—その他のもの

7305.20—油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング

—その他の溶接管

7305.31—縦方向に溶接したもの

7305.39—その他のもの

7305.90—その他のもの

この項の管は、例えば、フラットロール物品から前もって管状に成形したもの（未接合のもの）を、溶接又はリベット接合することにより作られる。

管状の成形は、次の方法で行われる。

—巻いたフラットロール製品は、一連のローラーによる連続作業で縦方向に又はらせん状に作られる。

—巻いていないフラットロール製品は、プレス又はロール機による非連続作業で縦方向に作られる。

溶接製品の場合、接合部は、充てん金属を使用しないフラッシュ溶接、電気抵抗溶接若しくは電気誘導溶接により、また、充てん金属及び酸化を防止するためフラックス若しくはガスによる保護を使用したサブマージアーク溶接により接合される。リベット接合製品の場合、接合部を重ねてリベットで接合される。

この項の製品には、例えば、ガラスウール（ビチューメンで結合したもの）又はプラスチックを被覆したものもある。

この項には、油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ、油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、長距離排水管、石炭その他の固形物用スラリーメーン、くい打ち又は構造物の円柱用の管並びに通常リングで補強されている水力発電用導水管を含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 73.03 項、73.04 項又は 73.06 項の管及び中空形材

(b) 鉄鋼製の管用継手 (73.07)

(c) 特定の物品に作り上げた管

*

* *

号の解説

7305. 11、7305. 12、7305. 19 及び 7305. 20

7304. 11 号、7304. 19 号、7304. 22 号、7304. 23 号、7304. 24 号及び 7304. 29 号の解説の規定は、これらの号において準用する。

7305. 11

この号には、鋼板からプレス成形又は圧延によって作られた管、金属を添加し、溶解時に金属の酸化を防止するためのフラックスを使用して電気アーク溶接によって製造された管を含む。

溶接後、完成した管の外表面には、はっきり見える金属の隆起したビード (weld bead) が存在する。

7305. 12

この号の管は、主として鋼のコイルから一連の成形ロールによる連続成形及び金属を添加しない電気抵抗溶接又は電気誘導溶接によって製造される。溶接後完成した管の外表面には金属の隆起したビードは存在しない。

73. 06 鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）

－油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ

7306. 11－溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）

7306. 19－その他のもの

－油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング

7306. 21－溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）

7306. 29－その他のもの

7306. 30－その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）

7306. 40－その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）

7306. 50－その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）

－その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）

7306. 61－横断面が正方形又は長方形のもの

7306. 69－その他のもの（横断面が円形のものを除く。）

7306. 90－その他のもの

73. 05 項の解説の規定は、この項の物品に準用する。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 突合せ溶接管として知られる鍛造によって溶接された管
- (2) 端を閉じた管。すなわち端が互いに接触又は重なり合っている管（オープンシーム管で知られる。）。ただし、全長を通じてオープンスリットを有する製品は形鋼として 72. 16 項、72. 22 項又は 72. 28 項に分類される。
- (3) 接合部がクリップ留めされた管

この項の溶接管には、縦方向に冷間引抜き又は圧延されて、外径又は肉厚を薄くしたものと及びより厳しい寸法公差にしたものもある。これらの冷間加工方法によって、73.04 項の解説に記載されている研磨した表面を持つものを含め、種々の表面仕上げが行われる。

管と中空の形材の区分に関しては、この類の総説を参照

*

* *

この項には、油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ、油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング、ボイラー用、熱交換器用、凝縮器用又は発電所の給水加熱器用の管、高・中圧蒸気供給用の亜鉛引き管又は黒管（いわゆるガス管）、建物の中での給水用の管並びに水又はガスの市街地供給主管用の管を含む。更に、管及び中空の形材は、自動車若しくは機械の部分品の製造用、自転車のフレーム若しくは乳母車の製造用又はその他構造物用、足場用、管状構造物用若しくはビル建設用に供される。オープンシーム管は、例えば、金属製家具のフレームに使用される。

この項の管及び中空の形材には、ビチューメンで結合したガラスウール又はプラスチックを被覆したもの及び縦又は横方向にひれ又はひだを付けたものを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 鋳鉄製の管 (73.03) 及び鉄鋼製の管 (73.04 又は 73.05)
- (b) 鋳鉄製の中空の形材 (73.03) 及び鉄鋼製の中空の形材 (73.04)
- (c) 鉄鋼製の管用継手 (73.07)
- (d) 鉄鋼製のフレキシブルチューブ（自動調温ふいご及び拡張ジョイントを含み、継手があるかないかを問わない。）(83.07)
- (e) 絶縁された電線用導管 (85.47)
- (f) 特定の物品に作り上げた管及び中空の形材。例えば、構造物用に加工したもの (73.08)、セントラルヒーティング用のラジエーターの管状の部分品 (73.22)、ピストン式内燃機関の排気マニホールド (84.07)、その他の機械類の部分品 (16 部) 87 類の車両の排気ボックス（消音器）及び排気管（例えば、87.08 又は 87.14）、自転車のサドル用の柱及びフレーム (87.14)

*

* *

号の解説

7306.11、7306.19、7306.21 及び 7306.29

7304.11 号、7304.19 号、7304.22 号、7304.23 号、7304.24 号及び 7304.29 号の解説の規定は、これらの号において準用する。

73.07 鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）

— 鋳造した継手

7307.11 — 非可鍛鋳鉄製のもの

7307.19—その他のもの

—その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）

7307.21—フランジ

7307.22—エルボー、バンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）

7307.23—継手（突合せ溶接式のものに限る。）

7307.29—その他のもの

—その他のもの

7307.91—フランジ

7307.92—エルボー、バンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）

7307.93—継手（突合せ溶接式のものに限る。）

7307.99—その他のもの

この項には、主として、二つの管の穴の接続、管と他の装置との接続又は管の穴の密閉に使用される鉄鋼製の継手を含む。ただし、この項には、管を取り付けるのに使用する物品であるが、管の穴（bore）として不可欠な部分を形成しないもの（例えば、壁の管を単に固定し又は支持するために使用するハンガー、ステーその他これらに類する支持具及び硬質の管、タップ、コネクティングピース等にフレキシブルなチューブ又はホースを締め付けるのに使用する締付け用のバンド又はカラー（ホースクリップ）（73.25 又は 73.26）を含まない。

接続は、次の方法で行われる。

—鉄鋼製のねじ継手を用いたねじ留め

—鋼製の突合わせ溶接又はソケット溶接式の継手を使用した溶接。突き合わせ溶接の場合、継手と管の端部は、直角に切断されるか又は面取りされている。

—鋼製の取り外しのできる継手を使用した接触

この項には、平らなフランジや鍛造カラー付フランジ、エルボー、バンド、リターンバンド、リデューサー、ティー、クロス、キャップ、プラグ、ラップジョイントスタブエンド、管状のレール及び構造物用の継手、オフセット、マルチブランチピース、カップリング又はスリーブ、掃除口用トラップ、ニップル、ユニオン、クランプ及びカラーを含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 構造物の組立て部分品として特に作られたクランプその他の取付具（73.08）

(b) 管用継手の組立てに使用するのに適するボルト、ナット、ねじ等（73.18）

(c) 自動調温ふいご及び拡張ジョイント（83.07）

(d) ハンガー、ステーその他の物品（前に記載したもの）及び管状プラグ（ねじを切っているかないかを問わないものとし、リング、フック等を取り付けたもので、例えば、洗たくひもを取り付けるのに使用するもの）（73.26）

(e) タップ、コック、バルブ等を取り付けた継手（84.81）

(f) 電気用導管に使用する絶縁した継手（85.47）

(g) 自転車又はモーターサイクルのフレームを組み立てる継手（87.14）

73.08 構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第 94.06 項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品

7308.10－橋及び橋げた

7308.20－塔及び格子柱

7308.30－戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居

7308.40－足場用、枠組み用又は支柱用（坑道用のものを含む。）の物品

7308.90－その他のもの

この項には、完成した又は未完成の金属製構造物及びその部分品を含む。この項において構造物とは、いったんある場所に設置されれば通常その位置に留まるものをいう。構造物は鉄鋼製の棒、管、形鋼、シート、板、幅広のフラット（ユニバーサルプレートを含む。）、フープ、ストリップ、鍛造品又は鋳造品から成り、リベット接合、ボルト締め、溶接等により組み立てられる。このような構造物は、時には 73.14 項の網のパネル又はエキスパンデッドメタルのような他の項に該当する物品を結合したのものもある。部分品には、横断面が円形（管状又はその他のもの）の金属の構造物を組み立てるために特に作られたクランプその他の取付具を含むものとし、これらの取付具は、通常組立ての際に管にクランプを取り付けるためのねじを挿入するためのねじ穴のある突起を有する。

この項に記載した構造物及びその部分品のほか、この項には次のものを含む。

鉱山のたて坑用の骨組、調節可能な又ははめ込み式の支柱、管状の支柱、伸縮性の格間の梁、管状の足場その他これに類するもの、水門、埠頭、棧橋、防波堤、灯台の上部構造物、帆柱、歩板、棧及び隔壁（船舶用のもの）、バルコニー及びベランダ、シャッター、門、滑りドア、組み立てた棧及び柵、遮断用の門及びこれに類する防柵、温室用のフレーム及び促成栽培用のフレーム、商店、工場、倉庫等において組み立てられ、かつ、永久の設備として備え付けられる大型の棚（たな）、牛舎及び飼葉格子、シートメタル又は形材から作られた高速道路の保護壁。

この項には、また、構造物用に加工された（例えば、穴をあけたもの、曲げたもの、刻み目を付けたもの）フラットロール製品、幅広のフラット（ユニバーサルプレートを含む。）、ストリップ、棒、形材及び管のような部分品を含む。

この項には、また、コンクリート作業の補強用又は圧縮応力を与えるのに使用される別々の圧延棒をより合わせたものからなる製品を含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 組み立てた鋼矢板（73.01）

(b) コンクリートを注入するように作られた格間用パネルで鋳型の特性のあるもの（84.80）

(c) 機械部分品として明らかに認められる構造物（16 部）

(d) 17 部の構造物：例えば、86.08 項の鉄道又は軌道の線路用装備品及び機械式信号機、自動車用又は鉄道車両用のシャシ（86 類及び 87 類）並びに 89 類の浮き構造物

(e) 移動させることのできる棚付きの家具（94.03）

*
* *

号の解説

7308.30

この号には、各種の住宅に使用する鋼製の防犯ドアを含む。

73.09 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が 300 リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）

この項の容器は、工場、化学工業、染色加工業、ガス製造業、醸造業、蒸留作業所、精製所等及び時には家庭、商店等の分野において、貯蔵用又は製造用のために、通常固定物として設置されるものである。この項には、各種の材料（圧縮ガス及び液化ガスを除く。）用の容器を含む。圧縮ガス用又は液化ガス用の容器は、その内容積のいかんにかかわらず、73.11 項に属する。アジテーター、加熱コイル、冷却コイル、電気式部分品等の機械装置又は温度調節用の装置を有する容器は、84 類又は 85 類に該当する。

一方、タップ、弁、液面計、安全弁、マンメーター等が単に取り付けられた容器は、この項に含まれる。

この項の容器は、解放式のもの、密閉式のもの、エボナイト、プラスチック又は非鉄金属で内張りしたもの、断熱したもの（例えば、石綿、スラグウール又はガラス繊維を使用したもので、これらの被覆材が金属の外壁で被覆されてあるかないかを問わない。）であっても差し支えない。

また、二重壁又は二重底で絶縁された容器（ただし、壁の間を加熱又は冷却のための液が循環する装置を有するものを除く。84.19 参照）も含まれる。

この項の容器には、次の物品を含む。

ガソリンタンク、油タンク、大麦を浸漬するために麦芽製造所で使用される容器、酒、ビール等の醗酵槽、各種の液体の清澄用のタンク、金属の焼鈍用又は焼戻用タンク、貯水用タンク（家庭用その他の用途のものであり、セントラルヒーティング装置用の拡張貯蔵タンクを含む。）、固体用容器

この項には、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計され、かつ、装備された容器を含まない（86.09）。

73.10 鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が 300 リットル

ル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）

7310.10－内容積が 50 リットル以上のもの

－内容積が 50 リットル未満のもの

7310.21－缶（はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る。）

7310.29－その他のもの

前項は、通常、工場等に固定物として設置される内容積が 300 リットルを超える容器を含むのに対し、この項には、鉄鋼製の板で製造した容器で、その内容積が 300 リットル以下のもの（ただし、容易に移動又は取扱いができる大きさのもの）を含む。これらは、通常物品の輸送用若しくは包装用に供され、又は、固定物として設置される容器である。

この項に含まれるもので大型の容器には、タール又は油のドラム、ガソリン缶、ミルクチャーン並びにアルコール、ラテックス、かせいソーダ、炭化カルシウム、染料その他の化学品に使用するドラム等があり、小型のものには、主としてバター、ミルク、ビール、ジャム、果実、果汁、ビスケット、茶、菓子、たばこ、くつずみ、医薬品等を販売用に包装するのに使用する箱、缶等がある。

この項の容器は、特に取扱いの容易性又は補強のために、たがその他の取付具を有するものもあり、また、充てん又は取出しを容易にするためにタップホール、栓、ふたその他の閉止用具が取り付けられているものもある。

また、二重壁又は二重底により絶縁したもの（ただし、壁の間を加熱又は冷却用の液が循環する装置を有するものを除く（84.19 参照。））も含む。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 42.02 項の製品

(b) ビスケット入れ、茶筒、砂糖入れその他これらに類する家庭用又は台所用の容器（73.23）

(c) シガレットケース、おしろい入れ、工具箱その他これらに類する個人用又は職業用の容器（73.25 又は 73.26）

(d) 金庫、キャッシュボックス、証書入れその他これらに類する物品（83.03）

(e) 83.04 項の製品

(f) 装飾箱（83.06）

(g) コンテナ（一以上の輸送方式により運送するため特に設計され、かつ、装備されたものに限る。）（86.09）

(h) 96.17 項の魔法瓶その他の真空容器（完成品に限る。）

73.11 圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器

この項には、圧縮ガス又は液化ガス（例えば、ヘリウム、酸素、アルゴン、水素、アセチレン、二酸化炭素、ブタン）の運送又は貯蔵に使用する容器（内容積のいかんを問わない。）を含む。

ある種の容器は、高圧の下で試験された堅ろうなシリンダー、チューブ、瓶等の形状である。これらは、溶接してないもの又は溶接したもの（例えば、底部、中央部の周り又は縦の方向）がある。そのほか、一の内部容器と一以上の外部容器とから成る容器がある。これら両容器の間隙は、絶縁材料が詰められたもの、真空にされたもの又は冷凍液が封入されたものがあり、そのため常圧又は低圧の下である種の液化ガスを保存することができるようになっている。

これらの容器には、弁、タップ、圧力計、液面計等の制御用、調整用又は測定用の装置を取り付けたものもある。

ある種の容器（例えばアセチレン用のもの）には、ガスの充てんを容易にし、かつ、アセチレンのみを圧縮した際の爆発の危険性を予防するため、けいそう土、木炭、石綿等の不活性の多孔性物質をセメント等の凝結材で封入し、場合によってはこれにアセトンを染み込ませたものがある。

また、液体又はガスを必要に応じて供給できるように設計された容器の場合においては、液化ガスは外側の容器の内壁に取り付けられたコイル内を通過することにより外気の温度の影響下でのみ気化するようになっている。

この項には、蒸気アキュムレーター（84.04）を含まない。

73.12 鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）

7312.10—より線、ロープ及びケーブル

7312.90—その他のもの

この項には、2本以上の単線を堅くより合わせたより線並びにより線をより合わせて作ったあらゆる寸法のケーブル及びロープを含む。これらは、紡織用繊維製（亜麻、黄麻等）のしんを有するもの又は紡織用繊維、プラスチック等で被覆したものであっても、鉄鋼の線の物品の特性を有する限りこの項に含む。

ロープ及びケーブルは、一般に横断面は円形であるが、単線又はより線を組んで作ったバンド（通常横断面は長方形（正方形を含む。）のもの）もこの項に含まれる。

また、この項には、ロープ、ケーブル、バンド等（特定の長さに切ったものであるかないか又はフック、スプリングフック、スィーベル、リング、シンブル、クリップ、ソケット等を取り付けてあるかないかを問わないものとし、他の項の物品の特性を有しないものに限る。）及び単線又は複線で作ったスリング、滑車の環索等を含む。

これらの物品は、鉱山、採石場、船舶等のクレーン、ウインチ、プーリー、リフト等での引上げ用に、運搬用若しくは曳綱用に、繫留用として、伝動ベルトとして、マスト、塔門等の索具若しくは張索として又は柵用のより線として又は石きり用のより線（通常、特殊鋼の3本よりのもの）として使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 有刺線及びゆるくよった二重線で柵用のもの (73.13)
- (b) 電気絶縁をしたケーブル (85.44)
- (c) ブレーキケーブル、アクセルケーブルその他これらに類するケーブルで、87 類の乗物用に適するもの

73.13 鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじったもの(有刺のものであるかないかを問わない。)及び緩くよった二重線で柵(さく)に使用する種類のもの

この項には、次のタイプの柵用又は囲い用の帯及び線を含む(線の定義は、類注2参照)。

- (1) 有刺線
鉄鋼の線とともに緩くより合わせて、適当な間隔で、有刺のもの又は金属のストリップでできた小形の鋭いピースを取り付けたものである。
- (2) 狭い平らな帯又は線で、所々がのこ歯状になっているもの(有刺線の代用として使用されるもの)
- (3) 帯又は平線をねじったもの: このリボン状の柵(さく)用の線は、しばしば torsades の名称で使用されているもので、狭いストリップ又は平線を緩くねじったものである。この項に該当する物品は、有刺のものであるかないかを問わない。
- (4) 2本の線をゆるくよったもので、明らかに柵(さく)用に適するもの。これもまた、torsades として知られている。

この項には、dannert 及びこれに類する鉄条網(時には木製又は金属製の支柱に既に取り付けたものもある。)(軍用又は柵(さく)用等として使用されるもの)を含む。

使用される帯又は線は、通常、垂鉛めつきされるか又は例えばプラスチックで被覆されている。

この項には、堅くよったより線又はケーブルで、時として柵(さく)用に供されるものを含まない(73.12)。

73.14 ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル、網及び柵(さく)(鉄鋼の線から製造したものに限る。)並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル

— 織ったワイヤクロス

7314.12 — 機械用ワイヤエンドレスバンド(ステンレス鋼製のものに限る。)

7314.14 — その他の織ったクロス(ステンレス鋼製のものに限る。)

7314.19 — その他のもの

7314.20 — ワイヤグリル、網及び柵(さく)(横断面の最大寸法が3ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが100平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したのものに限る。)

－その他のワイヤグリル、網及び柵（さく）（網目の交点を溶接したものに限る。）

7314.31－－亜鉛をめっきしたもの

7314.39－－その他のもの

－その他のワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵

7314.41－－亜鉛をめっきしたもの

7314.42－－プラスチックを被覆したもの

7314.49－－その他のもの

7314.50－エキスパンデッドメタル

(A) ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（さく）

これに該当する物品は、大体において、鉄鋼の線を手又は機械で交叉（さ）、織込み、網目の形成等により製造したもので、製造方法は、繊維産業で使用される方法（例えば、単に経緯糸から成る織物、メリヤス編物、クロセ編物等）と大体類似している。

ワイヤグリルは、各線の接点を溶接又は添加線でしばったものであり、線は交叉（さ）しているかいないかを問わない。

「線」とは、熱間又は冷間成形された物品で、横断面の形状は問わないが、横断面の最大径が16ミリメートル以下のものをいい、板を切断した平帯、圧延された線及びワイヤロッドを含む（類注2参照）。

この項の物品は、多目的に使用される。例えば、各種物品の洗浄、乾燥及びろ過用、柵（さく）用、食料品保護用カバー及び防虫スクリーン用、機械の安全覆い用、コンベアベルト用、柵（さく）用、マットレス用、室内装飾用、ふるい用、コンクリート補強用等に供される。

これらの物品は、ロール状のもの、エンドレスのもの（例えば、ベルト用のもの）、シート状のもの（特定の形状に切ったものであるかないかを問わない。）、2枚以上を重ね合わせたもの等がある。

(B) エキスパンデッドメタル

エキスパンデッドメタルは、帯又は板に平行な刻み目を入れて、それを引き伸ばしてダイヤモンドの形状の網目を作ったものである。

本品は、非常に堅く、また、強く、柵（さく）用のワイヤグリル又はせん孔した板の代用として、機械の安全覆い、歩道橋の床材、クレーンの走り道、建築用材料（コンクリート、セメント、プラスター、ガラス等）の補強等として代用される。

*

* *

網類から製造した製品で、一般に、この項から除外されるもののほかに、次の物品は、他の類に含まれる。

(a) 衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する金属糸を使用した織物（58.09）

(b) 金網で補強したプラスチック製品、石綿製品及び網入りガラス（39類、68類及び70類）

bricanionlath (焼いた粘土を結合した金網で建築用に使用されるもの) (69 類)、紙製屋根用シート (通常、タールを塗布し、金網で補強したもの) (48 類) ただし、軽くプラスチックを塗装したもの (網目が充てんされたものを含む。) 及び紙を裏張りしたもので、セメント、プラスターとともに使用される金網又はワイヤグリルは、この項に含まれる。

(c) ワイヤクロス等で機械部分品に作り上げられたもの (例えば、他の材料と結合されたもの) (84 類及び 85 類)

(d) 手ふるいに作り上げられたもの (96.04)

*

* *

号の解説

7314.12、7314.14 及び 7314.19

「織ったワイヤクロス」とは、紡織用繊維の織物と同じ方法 (2本の糸を直角に交叉 (さ) させる。) で製造されるワイヤ製品に対してのみ適用する。クロスは、綾織り等もあるが、通常は平織りであり、たて糸はよこ糸と交錯して前後に走る連続したより線で、連続運転織機で製造される。より線が交叉 (さ) する接点は、例えば、特別のより線でしばることにより、補強されている。このようにして織ったものは、四角い網目にグリル効果を持たせるため、比較的広いスペースをとったより線からできている。縁曲げされたものの多くは、縁曲げされたより線からできている。交叉 (さ) する接点をより堅くするため、縁曲げは互いにかみ合わされている。一方クロスには、まっすぐなより線から織られ、次いでプレスされるものもある。交叉 (さ) する接点に生じるひずみによって織りが補強される。

クロスはロール状又は特定の長さ、形状に切られたシート状に作られ、シートの端部は、溶接又ははんだづけされる。

73.15 鉄鋼製の鎖及びその部分品

— 接続リンクチェーン及びその部分品

7315.11 — ローラーチェーン

7315.12 — その他の鎖

7315.19 — 部分品

7315.20 — スキッドチェーン

— その他の鎖

7315.81 — スタッド付きチェーン

7315.82 — その他のもの (溶接リンクのものに限る。)

7315.89 — その他のもの

7315.90 — その他の部分品

この項には、鋳鉄 (通常可鍛鋳鉄)、加工した鉄鋼で製造した鎖 (形状、製法及び用途を問わない。) を含む。

鎖には、接続リンクチェーン（例えば、ローラーチェーン、さかさ歯のサイレントチェーン及びガレチェーン（Galle chain）、鍛造、鋳造若しくは溶接により、帯若しくは板からの打抜きにより又は線から作ったその他の鎖（スタッド付きチェーンを含む。）及びボールチェーンがある。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 自転車、自動車又は機械の伝動用鎖
- (2) いかり用又は繫留用の鎖、リフト用又は索引用の鎖及び自動車のすべり止め用鎖
- (3) マットレスチェーン、台所用流し及び実験室の水槽等の栓用の鎖等

この項の鎖には、末端部分品又は附属品として、例えば、フック、スプリングフック、スィーベル、シャックル、ソケット、リング、スプリットリング、ティーピース等を取付けたもの、また特定の長さに切ったもの又は明らかに特定の用途に供するようにしたものを含む。

この項には、鎖用に作った鉄鋼製部分品で、接続リンクチェーン用のサイドリンク、ローラー、スピンドル等、その他の鎖用のリンク及びシャックルを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 71.17 項の身近用模造細貨類の特性を有する鎖（例えば、時計用鎖及び装飾用具用鎖）
- (b) 切削歯等を有する鎖で、チェーンソー又は切削工具として使用されるもの（82 類）及びバケットチェーン、コンベアフックチェーン又は紡織用繊維の仕上げ工程の引伸し機におけるように、鎖が補助的な役割で作動するその他の製品
- (c) 扉用ガード（鎖を取り付けたもの）（83.02）
- (d) 測量用鎖（90.15）

73.16 鉄鋼製のいかり及びその部分品

この項のいかりは、各種重量の船舶、沖合のプラットフォーム、ブイ、ビーコン、機雷等の係留に使用される型式に限るものとし、通称「アンカー」として知られているもの（例えば、れんがを接合するために使用されるもの、建物の壁にたるきを取り付けるのに使用されるような物品等）を含まない。

この項のいかりには、横材若しくはストック（時として木製のものもある。）を取り付けた物又はいかり爪のアームが固定されているもの若しくはいないものもある。通常はいかり（anchors）よりは小型で、2本以上のアーム（通常4本）を有し、ストックを有しない引掛けいかり（grapnel）を含む。これは小型船舶の係留、他の船舶を捕え継ぐため、水の底に落ちたものを引き揚げるため又は木、岩石等をつかむために使用する。

この項には、また、いかりの鉄鋼製部分品を含む。

73.17 鉄鋼製のくぎ、びょう、画びょう、波くぎ、またくぎ（第 83.05 項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）

この項には、次の物品を含む。

(A) くぎ、びょう、またくぎ (83.05 項のものを除く。) その他これらに類する物品で通常、次の方法で製造されるもの

- (1) 必要な厚さの線を冷間プレスしたもの：通常平面状又は丸味を帯びた頭部を有するが、場合によっては頭部を有せず、一端又は両端がとがったものもある。先端が細くなった軸を有するくぎ及びびょうは、ななめに剪 (せん) 断して製造されることを除いては同様な方法で製造される。
- (2) 必要な厚さの軸を鍛造 (手又は機械により) する方法：先端をハンマーで加工し、頭部はくぎ製造機で打抜きされる。
- (3) 板又は帯から切断する方法：必要に応じ、機械又は手により仕上げ加工される。
- (4) くぎ製造機械で棒を熱間圧延する方法：頭部及び軸は同時に成型される。
- (5) 型打抜き法：小型のディスクから頭部を型打抜きし、前もって加工された軸に同時に取り付ける。この方法は、通常丸味を帯びた頭部を有するくぎ (主として室内装飾用のもの) の製造に使用される。
- (6) 鋳造

これらの方法により得られる主な物品には次のものがある。

大工等により使用される横断面が一定の丸くぎ、鋳型工用のくぎ、ガラス屋用のくぎ、靴屋用のくぎ、またくぎ (絶縁してあるかないかを問わない。) で両端がとがっており、電線、額縁、柵 (さく) 用等に使用されるもの、その他のステープル (ストリップ状でないもの)、尖 (せん) 端を有するねじくぎ (よじった軸のもので頭部に溝を有しないもの)、びょう及び小さいくぎ (くつ屋、家具装飾屋等で使用されるもの)、頑丈な靴の靴底に打ちつける頭の大きなびょうくぎ、写真、鏡、柵 (さく) 用等のくぎ、動物のてい鉄用のねじの切っていないくぎ、動物用のねじの切っていない鉄のすべり止め用のくぎ、小形の三角くぎ (通常、ブリキ板製のもので、窓ガラスを取り付けるのに使用される。)、家具装飾屋の飾りくぎ、鉄道のまくら木のマーキング用の飾りくぎ

(B) その他の特殊のものには、次の物品を含む。

- (1) 鍛造したかすがい (直角に曲げられた角ばった軸を有し、先端はとがっているもので、岩石や巨大な材木等のしめつけに使用する。) 並びに犬くぎ (軌条をまくら木に取り付けるのに使用する。)
- (2) 波形くぎ：一端が鋸歯状又は斜角になっているもので、木製部品を組み立てるのに使用する。長尺のもの (ストリップ状のもの) で提示する場合も含む。
- (3) かぎくぎ：板から打抜き又は鍛造によって製造され、一端はとがっており、他の端は直角に曲げ又はリング状にされており、各種の物品をかけるのに使用する。
- (4) 画びょう：黒板、事務等に使用される各種のもので、平板状又は丸味を帯びた頭部を有するもの
- (5) カーディングタック (カード機その他これに類する機械に使用するもの)

上記の物品は、非鉄金属 (銅又は銅合金を除く。) 若しくはその他の材料 (陶磁器、ガラス、木、

ゴム、プラスチック等)で作った頭部を有するか有しないか又は金属でめっきしたもの(銅めっき、金めっき、銀めっき等)及びワニス塗装若しくはその他の材料で被覆してあるかないかを問わず、この類に含まれる。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) スクリューフック、スクリューリング、頭部に溝を有し、かつ、先端を有するねじ及び先端を有しないねじ (73.18)
- (b) くつ用プロテクター(取付用ポイントを有するか有しないかを問わない。)、絵画用フック(しめくぎを有するもの)及びベルトファスナー (73.26)
- (c) 銅又は銅合金製の頭部を有するくぎ、びょう等 (74.15)
- (d) ストリップ状ステープル(例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの) (83.05)
- (e) ピアノ用のくぎ (92.09)

73.18 鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金(ばね座金を含む。)その他これらに類する製品

－ねじを切った製品

7318.11－－コーチスクリュー

7318.12－－その他の木ねじ

7318.13－－スクリューフック及びスクリューリング

7318.14－－セルフタッピングスクリュー

7318.15－－その他のねじ及びボルト(ナット又は座金付きであるかないかを問わない。)

7318.16－－ナット

7318.19－－その他のもの

－ねじを切っていない製品

7318.21－－ばね座金その他の止め座金

7318.22－－その他の座金

7318.23－－リベット

7318.24－－コッター及びコッターピン

7318.29－－その他のもの

(A) ねじ、ボルト及びナット

ボルト及びナット(ボルトエンドを含む。)、スクリュースタッドその他金属用のねじ(ねじを切っているかないかを問わない。)並びに木ねじ及びコーチスクリューは、仕上げられた状態においてはねじが切っており、物品を破損しないで分解できるので物品の組立て又は締め付けに使用される。

ボルト及び金属用のねじは、円筒状の形状で、密な、僅かに傾斜したねじを有する。これらは、まれには、先端を有し、また、溝付きの頭部又はスパナで締め付けるのに適する頭部を有し、ま

た、頭部にくぼみを有するものもある。ボルトは、ナットと組み合わされるように作られており、通常ねじの切っていない軸の部分有する。これに対して金属用のねじは、締め付ける材料にねじ立てされた穴にねじ込まれるものであり、そのために、その長さの全体に通常、ねじが付けられている。

この項には、形状及び用途を問わず、すべての締め付け用ボルト及び金属用のねじ（Uボルト、ボルトエンド（円筒形の棒で一端のみにねじを切っているもの）、スクリュースタッド（短い棒で両端にねじを切っているもの）及びスクリュースタッディング（全体にねじを切っている棒）を含む。

ナットは、ボルトを適切に保持するように作られたもので、通常、全体にねじを切っているが、時には片側がふさがっているものがある。この項には、蝶（ちょう）ナット等も含む。留めナット（lock nut。肉薄で、溝付きのもの）は、時にはボルトとともに使用される。

ボルトのブランク及びねじを切っていないナットもこの項に含まれる。

木ねじは、ボルト及び金属用のねじと異なり、先細りで、先端がとがっており、対象物にねじ自体で取り込めるように急勾配の切削ねじを有する。通常頭部に溝又はくぼみが付けられており、ナットと共に使用されることはない。

コーチスクリュー（スクリュースパイク）は、大型の木ねじで、四角形又は六角形の溝のない頭部を有し、まくら木に軌条を固定するのに使用される。また、たる木の組立てその他巨大な木製品の組立てにも使用される。

この項には、セルフタッピングスクリュー（パーカースクリュー）を含む。これは、溝を付けた頭部及び切削ねじを有し、先細りで先端がとがっているもので、木ねじに類似している。金属、大理石、スレート、プラスチック等の薄板にこれ自体をあなをあけることができる。

この項には、先端のとがっていない打込みねじ（又はスクリューネイル）及び先端のとがったもので頭部に溝を付けた打込みねじを含む。これは、非常に急勾配のねじを有し、しばしば、ハンマーでねじ込まれるが、ねじ回しの使用によってのみ引き抜くことができるものである。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 頭部に溝を有しない先端のとがったねじくぎ（73.17）

(b) ねじ付き栓（83.09）

(c) ねじ機構（時にはねじと称されるが、伝動用その他機械の運動部分として使用されるもの。

例えば、アルキメデスのらせん式水揚げ機構、ウォーム機構、プレス用のねじ切りシャフト、閉止機構付きの弁及びコック等。84類）

(d) ピアノ用のくぎその他これに類する楽器のねじ付き部分品（92.09）

(B) スクリューフック及びスクリューリング

これらは、他の物品をつり下げ又は固定するのに使用される。前項のかぎくぎとは、これらは、ねじが切っている点のみ異なる。

(C) リベット

上記の物品とは異なり、ねじを切っていない通常、円筒形のもので、円形、平板状、平なべ状又

は円すい状の頭部を有する。

金属部分の永久的組立て（例えば、巨大構造物、船舶、コンテナ等）に使用する。この項には、管状リベット及びふたまたリベットを含まない（83.08）。ただし、一部のみ中空のものは、この項に属する。

(D) コッターピン及びコッター

コッターピンは、通常、ふたまた状に作られ、スピンドル、シャフト、ボルト等の穴に取り付けて、取り付けられた物品が移動するのを防ぐために使用する。

コッター及びテーパーピンは、同様の目的に使用されるが、通常コッターピンよりも大きく、堅ろうである。コッターピンと同様に、シャフト、スピンドル等の穴に挿入されたり（通常この場合にはくさび形に作られている。）、シャフト、スピンドル等の溝に取り付けられる（この場合においては、馬てい状、円すい状等の各種の形状に作られている。）。

サークリップには、すき間のある単純なリング状のものから、より複雑な形状のもの（特殊なプライヤーでこれを使用する場合に便利なようにアイレットをあけたもの又は刻み目を入れたもの）まで種々の形状のものがある。サークリップは、その形状の如何を問わず、シャフトの周辺又はシリンダー孔の内側の溝に取り付けて、部品の相対的移動を防止するために使用される。

(E) 座金

座金は、通常、小形の薄いディスクで中心に穴を有する。ナットと締めつけられる対象物の間におかれ、後者を保護するために使用される。平板状のもの、切断したもの、裂け目のあるもの（例えば、Groverd's ばね座金）、曲げたもの、円すい形のもの等各種形状のものがある。

*

* *

号の解説

7318.12

「ねじ」という用語には、スクリューフック及びスクリューリングを含まない。これらのものは7318.13号に属する。

7318.14

この号には、73.18項の解説(A)の第8パラグラフに掲げたセルフタッピングスクリュー（パークースクリュー）を含む。

73.19 鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品

7319.40—安全ピンその他のピン

7319.90—その他のもの

(A) 手縫い針、手編み針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう

用穴あけ手針その他これらに類する物品

この項には、縫製、メリヤス編み、ししゅう、クロセ加工、じゅうたん製造等において手で使用する次の物品を含む。

- (1) 手縫い針、かがり針、ししゅう針、荷造り用の太い針、マットレス用針、帆布製造用針、本とじ用針、家具装飾用針、じゅうたん用手針、くつ用針（針穴を有するつきぎりを含む。）、革加工用の三角形の末端を有する針等
- (2) 手編み針（針穴を有しない長い針）
- (3) ボドキン（レース、細ひも、リボン等を通すのに使用されるもの。フットボールのひもを通すのに使用されるものを含む。）
- (4) クロセ編み用手針（先端を細くしてフックを有するものでクロセ加工に使用されるもの）
- (5) ししゅう用穴あけ手針（ししゅうをする際に生地に穴をあけるもの）
- (6) 網さし針（一端又は両端がとがっているもの）

この項のある種の物品には、柄を取り付けたものがある。

この項には、それぞれのブランク、例えば仕上げてない軸（針穴を有するか有しないかを問わない。）、針穴を有するが先端を鋭くし又は研磨してないもの及びししゅう用穴あけ手針又はボドキン用の刃で柄を取り付けてないものを含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 針穴を有しないくつ屋のつきぎり及び革加工、事務室等でせん孔用に使用する穴あけ工具 (82. 05)
- (b) メリヤス機、レース製造機械、ししゅう製造機械等の機械用針 (84. 48) 及びミシン針 (84. 52)
- (c) ピックアップカートリッジ針 (85. 22)
- (d) 医療用又は獣医用の針 (90. 18)

(B) 安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）

これらのピンは、非鉄卑金属、ガラス、プラスチック等の頭部その他の附属部分を有するものがある。ただし、この場合において、これらは装飾用の性格を有せず、かつ、本質的に鉄鋼製品の特性を有するものに限る。これらには、次の物品を含む。

- (1) 安全ピン
- (2) 通常のピン

また、これらには、ブローチ、バッジ(回り継手又は連結部を有するか有しないかを問わない。)、ハットピンに使用する先端のとがったピン及びラベル取付け、昆虫取付け用等のピンその他の先端のとがった軸を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ネクタイピン、バッジ等及びハットピンその他これらに類する身辺用装飾品 (71. 17)
- (b) 画びょう (73. 17)
- (c) ヘアスライド、ヘアピン、カールピン、カールグリッパ、ヘアカーラーその他これらに類する物品 (85. 16 又は 96. 15)

73.20 鉄鋼製のばね及びばね板

7320.10—板ばね及びそのばね板

7320.20—コイルばね

7320.90—その他のもの

この項には、用途のいかんを問わずすべての種類の鉄鋼製のばね（91.14 項の時計用のばねを除く。）を含む。

ばねは、弾性を有する金属の板、線又は棒から製造され、かなり変形した後においてもなお、元の形に戻る性質を持つように作られる。

この項には、次の種類のばねを含む。

(A) 板ばね（単板又は積層したもの）：主として車両（機関車、鉄道車両、自動車等）の懸架装置に使用する。

(B) コイルばね（二つの主要なグループがある。）

(1) うず巻ばね：断面が円形又は長方形の線又は棒から作られ、圧縮、張力及びねじりばねからなる。車両、一般工業等多くの目的に使用する。

(2) 竹の子ばね：通常横断面が長方形若しくはだ円形の線若しくは棒又は平帯から作られ、円すい形に製造される。緩衝器、鉄道車両連結緩衝器、剪定ばさみ、バリカン等に使用する。

(C) 板ばね（うず巻状に巻いたものを含む。）：ばね仕掛原動機、錠等に使用されるもの

(D) ディスクばね及びリングばね：鉄道車両の緩衝器等に使用されるもの

Uボルトを取り付けたもの（例えば、板ばね）その他の組立て用の取付け用具又は附属品を有するものもこの項を含む。

また、ばね板もこの項に含まれる。

この項には、次の物品を含まない。

(a) かさ又は日よけのシャフトに使用するばね（66.03）

(b) ばね座金（73.18）

(c) 他の物品と組み合わせたばねで、例えば、自動ドアクローザー（83.02）、機械類（16部）、90類又は91類の機器の部分品として明らかに認められるもの

(d) 緩衝器及び17部のねじり棒

73.21 鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）

－調理用加熱器具及び皿温め器

7321. 11－－気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの

7321. 12－－液体燃料用のもの

7321. 19－－その他のもの（固体燃料用のものを含む。）

－その他の器具

7321. 81－－気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの

7321. 82－－液体燃料用のもの

7321. 89－－その他のもの（固体燃料用のものを含む。）

7321. 90－部分品

この項には、次の要件をすべて備えている器具類を含む。

- (i) 空間の加熱、加熱調理又は煮沸の目的で熱を発生し、かつ、それを利用するために作られていること
- (ii) 固体燃料、液体燃料、気体燃料又はその他のエネルギー源（例えば、太陽エネルギー）を使用すること（電気式のものを除く。）
- (iii) 通常、家庭又はキャンプにおいて使用されること

これらの器具は、型式に従い、全体の寸法、デザイン、最大加熱容量、固体燃料用のものにあつては炉容積、液体燃料用のものにあつては燃料タンクの容積等に関する一以上の特徴的な様式により確認することができる。これらの特徴を判断するための標準は、当該器具が家庭で使用するのに必要な要件を超えない限度において作動するというものである。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 空間の加熱に使用されるストーブ、ヒーター、炉及び火鉢等
- (2) 同じ用途に供される加熱装置を有するガス又は石油燃焼式ラジエーター
- (3) 台所用レンジ、ストーブ及び調理用加熱器
- (4) 加熱装置を有するオープン（例えば、ロースト用、ペーストリー用及びパン焼き用のもの）
- (5) アルコールストーブ、圧カストーブ、キャンプ用ストーブ、旅行用ストーブ等、ガスコンロ及び加熱装置を組み込んだ皿温め器
- (6) 炉その他の加熱装置を有する洗たくボイラー

この項には、セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するストーブを含む。一方、この項は、加熱のために電気も使用する機器、例えば、ガス加熱調理器と電気加熱調理器とを結合した機器を除く（85. 16）。

この項の物品には、ほうろう引き、ニッケルめっき、銅めっき等を施したもの、他の卑金属製の附属品を取り付けたもの及び断熱材で内張りしたものも含む。

この項には、また、明らかに上記器具の部分品と認められる鉄鋼製の物品（例えば、オープンの内部の棚、加熱用のプレート及びリング、灰受け、取りはずしのできる火室及び火かご、ガスバーナー、オイルバーナー、戸、火格子、脚、ガードレール、タオルレール並びにプレートトラック）を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 73.22 項のセントラルヒーティング用のラジエーター、エアヒーター、温風分配器及びこれらの部分品
- (b) 加熱装置を取り付けるのに適しないオープン及びボイラー (73.23)
- (c) トーチランプ及び可搬式かじ炉 (82.05)
- (d) 炉用バーナー (84.16)
- (e) 84.17 項の工業用又は理化学用の炉
- (f) 84.19 項の加熱、調理、ばい焼、蒸留等の機器及びこれらに類する理化学用機器のもの。
84.19 項は、次の物品を含む。
 - (i) 瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除くものとし、家庭用のものであるかな
いかを問わない。)
 - (ii) 通常家庭で使用されないある種の特殊な加熱用、加熱調理用等の機器 (例えば、カウン
ター式のコーヒー沸し器、深くて厚い揚げ物器、殺菌器、皿温め器、乾燥器その他蒸気又
は間接加熱による器具 (しばしば、加熱用コイル、二重壁、二重底等で構成されている。))
- (g) 85.16 項の電熱器具

**73.22 セントラルヒーティング用のラジエーター (電気加熱式のものを除く。) 及びその部分品
並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器 (新鮮な又は調節した空
気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。) 並びにこれ
らの部分品 (この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。)**

ーラジエーター及びその部分品

7322.11ーー 鑄鉄製のもの

7322.19ーー その他のもの

7322.90ー その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(1) セントラルヒーティング用のラジエーター

これは、フランジ若しくはひれを付けた管で作ったセクション又は中空パネルを組み合わ
せたもので、これにボイラーから水又は蒸気を循環させて空間を加熱する器具である。木製
又は金属製のケーシングに納めたものであってもよい。

このラジエーターには、温水又は冷水を循環させるラジエーターと加圧下で調節した空気
を通す放出ノズルとを組み合わせたもの (2つの機構は格子を有する共通の枠に組み込んだ
もの) を含む。このラジエーターは、ラジエーター部分が停止したときには、温風分配器と
して使用される。

この項には、エアコンディショナー (84.15) 及び電気式ラジエーター (85.16) を含まな
い。

(2) ラジエーター専用のセクションその他の部分品

次の物品は、部分品とは認められない。

- (a) セントラルヒーティング用ボイラーとラジエーターを接続するための管及び継手 (73. 03 から 73. 07 まで)
- (b) ラジエーター用の台 (73. 25 及び 73. 26)
- (c) 蒸気又は温水用のタップ、コック等 (84. 81)

(3) エアヒーター (各種の燃料 (石炭、重油、ガス等) を使用するもの)

この機器 (定置式又は移動式のもの) は、主たる機構として、燃焼室 (バーナー付き) 又は火格子、熱交換器 (管を組み合わせたものから構成されたもの等で、その内部に燃焼ガスを循環させながらを放熱させて、その外表面を循環する空気に伝熱させるもの) 及び動力駆動式の送風機を自蔵するものである。これらのヒーターは通常、燃焼ガスの排気用導管を取り付けている。

直接拡散するための熱風発生用のエアヒーター (定置式又は移動式のもの) は、加熱される場所に温風を分配し又は直接供給するための送風装置 (ファン又はブロアー) と組み合わされている点で、加熱部分を結合したラジエーター (73. 21 項の解説参照) とは異なる。

エアヒーターは、各種の附属装置 (例えば、バーナー (ポンプ付き)、バーナーに空気を供給する電気式ファン、制御機器 (サーモスタット、パイロスタット等)、エアフィルター等を備えたものであってもよい。

(4) 温風分配器: 通常、フランジ又はひれを付けた管を組み合わせたものから成る空気加熱部分及び電気式ファンを空気放出口 (格子又は調節できるシャッター) を有する共通のハウジングに取り付けたものである。

これは、セントラルヒーティング用ボイラーに接続するように作られており、地面の上に置き、壁に取り付け、又は天井、はり、柱等から吊り降すようになっている。

これらの装置のうち、あるものは、加熱部分が停止したときには、冷風分配器として使用できるように外気の取入口を備えたものもある。

ただし、この項には、次の物品を含まない。

室温温度調節装置のもとで、高圧下で供給された熱風及び冷風を混合して調節した空気を分配する機器 (主として混合室及びニューマチック作動装置で作動する制御バルブを有する 2 個の入口ノズルを共通のハウジングに取り付けて一体構造としたものでラジエーター並びに動力駆動式の送風機を有してないもの) (84. 79)

*

* *

エアヒーター及び温風分配器は、使用される場所のいかんを問わず、この項に含まれる。従って、この項には、空間の加熱用又は各種の材料 (飼料、穀物等) の乾燥用のエアヒーター及び 17 部の車両用の加熱装置を含む。ただし、車両のエンジンにより発生する熱を利用し、かつ、当該エンジンに接続しなければならない温風分配器は、15 部の注 1 (g) 及び 17 部の注 3 により 17 部に属する。

(5) エアヒーター及び温風分配器の部分品 (熱交換器、ノズル、直接拡散用の導管、ダンパー、格子等)

ただし、次の物品は、部分品とは認められない。

- (a) 温風分配器をボイラーに接続するための管及び管用継手 (73.03 から 73.07 まで)
- (b) ファン (84.14)、エアフィルター (84.21)、自動制御装置 (90 類) 等

73.23 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品

7323.10—鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品

—その他のもの

7323.91—— 鑄鉄製のもの（ほうろう引きのものを除く。）

7323.92—— 鑄鉄製のもの（ほうろう引きのものに限る。）

7323.93—— ステンレス鋼製のもの

7323.94—— その他の鉄鋼製のもの（ほうろう引きのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）

7323.99—— その他のもの

(A) 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品

これらには、この表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除き、台所用、食卓用その他の家庭用に供する広範囲の鉄鋼製品を含む。これらは、ホテル、レストラン、下宿屋、病院、酒保、兵営等で使用される同様な物品を含む。これらは、鑄鉄又は鉄鋼のシート、板、帯、ストリップ、線、ワイヤグリル、ワイヤクロス等から、鑄込み、鍛造、打抜き等の各種の方法で製造される。また、他の材料製のふた、取手その他の部分品及び附属品を有するものであっても、鉄鋼製品としての特性を有するものは、この項に属する。

このグループには、次の物品を含む。

(1) 台所用品

ソースパン、蒸し器、圧力がま、保存用なべ、シチューなべ、キャセロール、魚なべ、たらい、フライパン、ロースト用又はベーカリー用の皿及びプレート、鉄格子及びオーブン（加熱部分を結合するように作ってないもの）、やかん、うらごし器、フライ用のかご、ゼリー又はペーストリー用の型、水さし、家庭用ミルク入れ、台所用の貯蔵用缶及び容器類（パン入れ、茶入れ、砂糖入れ等）、サラダ洗淨具、台所用容量測定具、皿かけ、漏斗等

(2) 食卓用品

盆、皿、プレート、スープ皿、野菜皿、ソース入れ、砂糖入れ、バター皿、ミルク又はクリーム入れ、オードブル用皿、コーヒーポット及びパーコレーター（加熱源を有する家庭用のものを除く。73.21）、ティーポット、カップ、マグ、タンブラー、卵入れ、フィンガーボウル、パン又は果物の皿及びかご、ティーポット用の台、茶こし、薬味入れ、ナイフ置き、ワイン冷却用のバケツ等、ワイン給仕用の台、ナプキンリング、テーブルクロスをはさむためのクリップ等

(3) その他の家庭用品

洗たく用の大がま及びボイラー（加熱器具を有しないもの）、ごみ箱及び移動式ごみ箱（戸外用のものを含む。）、バケツ、石炭入れ、水おけ、灰皿、熱湯用びん、びん用かご、移動式くつ拭き、アイロン台、洗たくかご、果物かご、野菜かご等、手紙入れ、洋服掛け、くつの保存型、弁当箱等

この項には、上記物品の鉄鋼製部分品（例えば、ふた、にぎり、柄、圧力がま用の部分品等）を含む。

(B) 鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッドポリッシンググラブその他これらに類する物品

鉄鋼のウールは、非常に繊細な線又はストリップを共に絡み合うように集めたもので、通常、小売用に供することができるように容器に包装されている。

瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する物品は、線、ストリップ、スチールウール等から製造したもので、柄を有するものもある。鉄鋼製品の特性を本質的に有する限り、紡織用繊維材料と織り込んだものであってもこの項に含む。

各種の用途を有する鉄鋼のウールを除き、このグループの物品は、主として家庭用（例えば、台所用品又は衛生用品の洗浄、金属製品の研磨、床板、寄せ木細工の床、その他の木製の床用敷物及びその他の木製品の手入れ）に供される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 缶、箱その他これらに類する容器 (73.10)
- (b) 73.21 項に該当するストーブ、炉、台所用レンジ、調理用加熱器等
- (c) 紙くずかご (73.25 又は 73.26)
- (d) 工具の特性を有する家庭用品：例えば、各種のショベル、コルク抜き、チーズおろし器等、脂肉をさしこむ針、かん切り、くるみ割り、瓶の栓抜き、カールごて、アイロン、火挟み、たまご泡立器、ワッフルの焼き型、コーヒー粉碎器、香辛料粉碎器、肉ひき器、果汁しぼり機、野菜用プレス、野菜すりつぶし器 (82 類)
- (e) 刃物、スプーン、フォーク、ひしゃく等 (82.11 から 82.15 まで)
- (f) 金庫、キャッシュボックス、証書入れ (83.03)
- (g) 装飾品 (83.06)
- (h) 家庭用のはかり (84.23)
- (i) 85 類の家庭用電気機器（特に、85.09 又は 85.16 の物品）
- (k) 94 類の小型の吊り下げ用肉保存箱及びその他の家具
- (l) 94.05 項の照明器具
- (m) 手ふるい (96.04)、たばこ用ライターその他のライター (96.13)、96.17 項の魔法瓶その他の真空容器

73.24 衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）

7324. 10—ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台

—浴槽

7324. 21—— 鋳鉄製のもの（ほうろう引きをしてあるかないかを問わない。）

7324. 29——その他のもの

7324. 90—その他のもの（部分品を含む。）

この項には、この表の他の項においてより特殊な限定をして記載されているものを除き、室内衛生用に供する広範囲の鉄鋼製品を含む。

これらは、鋳鉄又は鉄鋼のシート、板、帯、ストリップ、線、ワイヤグリル、ワイヤクロス等から、鋳込み、鍛造、打抜き等の各種の方法で製造される。また、他の材料製のふた、取手その他の部分品及び附属品を有するものであっても、鉄鋼製品としての特性を有するものは、この項に含まれる。

この項には、次の物品を含む。

浴槽、ビデ、座浴槽、足洗い、流し、洗面台、化粧用セット、石けん入れ、スポンジ入れ、注水器、衛生用おけ、しびん、室内便器、水洗便器及び水洗用タンク（機構を有しているかないかを問わない。）、たんつぼ、トイレトペーパーホルダー

この項には、次の物品を含まない。

(a) 缶、箱その他これらに類する容器（73. 10）

(b) 94 類の壁掛け式の医療用品用又は化粧用具用の小型キャビネット及びその他の家具

73. 25 その他の鋳造製品（鉄鋼製のものに限る。）

7325. 10—非可鍛鋳鉄製のもの

—その他のもの

7325. 91—— 粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品

7325. 99——その他のもの

この項には、他の項に該当しないすべての鋳造製品を含む。

この項には、上下水道等の検査用はしご、格子状の鉄ぶた、ドレンカバーその他これらに類する鋳物製品、消化栓の支柱及びカバー、飲用噴水、郵便ポスト、火災警報用の支柱、繫索柱、と、鉦坑壁の板張材、研磨用ミル又は粉砕用ミルのボール、冶（や）金用のつぼ及びるつぼ（機械装置又は温度装置を有しないもの）、釣り合いおもり、人造の花及び葉等（83. 06 項の物品を除く。）並びに水銀容器を含む。

この項には、この表の他の項に該当する鋳造品（例えば、機械類又は機械装置の部分品と認められるもの）及びこれらの未完成の鋳造品（更に加工を必要とするが、最終製品としての重要な特性を有するもの）を含まない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 鑄造以外の方法で製造された上記に類似する製品（例えば、焼結したもの）(73.26)
- (b) 装飾用に供される像、花瓶、つぼ及び十字架 (83.06)

73.26 その他の鉄鋼製品

－鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）

7326.11－粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品

7326.19－その他のもの

7326.20－鉄鋼の線から製造したもの

7326.90－その他のもの

この項には、鍛造、打抜き、切断、スタンピングその他の加工（例えば、折り曲げ、組立て、溶接、旋盤加工、平削り又はせん孔）によって製造されたすべての鉄鋼製品（この類の前項までに掲げるもの、15部の注1に掲げるもの、82類又は83類に含まれるもの及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されているものを除く。）を含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 蹄鉄、履物用プロテクター（取付け用ポイントを有しているかないかを問わない。）、木登り用の昇柱器、機構を有しないベンチレーター、ベネシャンブラインド（窓すだれ）、たる用のたが、電線用の支持具（例えば、支索、クリップ、腕木）、絶縁物の系列を接続又は吊り下げる器具（サスペンションロッド、シャックル、エクステンション、接続用のスタッドを有するアイ及びリング、ボールソケット、サスペンションランプ、デッドエンドランプ等）、寸法が基準に合っていない鋼球（84類の注7参照）、柵用の柱、テント用支柱、家畜係索用柱等、庭園の縁用の輪、樹木及びスイートピー等の支柱等、柵用の線を組み合わせるのに使用するひきしめねじ、タイル（73.08項に該当する構造物に使用するものを除く。）及びとい、硬質の管及びタップ等にフレキシブルなチューブ又はホースを締め付けるのに使用する締め付け用のバンド又はカラーホースクリップ、管を取り付けるのに使用するハンガー、支柱その他これらに類する支持具（73.08項に該当する管状の構造物を組み立てるために特につくられたクランプその他の器具を除く。）、容量測定具（家庭のもの（73.23）を除く。）、はめ輪、横断歩道用のびょう、クレーン用の鍛造したフック、各種用途のスナップフック、はしご、脚立、うま、鑄物用中子の支持具（鑄物用のくぎを除く。73.17）、人造の花及び葉（83.06項の物品及び71.17項の身辺用模造細貨類を除く。）
- (2) 線で作った製品：例えば、わな、ねずみ用わな、うなぎ用うえその他のわな、まぐさ用のひも等、tyre tringles、duplex wire（織機のヘルドを製作するもので、2本の線をはんだ付けしたもの）、動物用の鼻輪、マットレスフック、肉屋用のフック、タイルハンガー等、紙くずかご
- (3) ある種の箱又はケース（例えば、工具箱及びケースで、個々の工具（附属品を有するか有しないかを問わない。）を収めるために特別に成形されず又は内部に取り付けられていないも

の(42.02項の解説参照)、植物採取用、収集用又は標本用の箱、化粧道具箱、おしろい入れ、シガレットケース、たばこ入れ、口中剤入れ等(ただし、73.10項の容器、家庭用のもの(73.23)及び装飾用として使用されるもの(83.06)を除く。)

また、この項には、ベース、ハンドル、真空レバー及びゴムの円盤から構成され移動させようとする物品(特にガラス)に一時的に固定する真空カップホルダー(吸着グリップ)を含む。

この項には、この表の他の項に該当する鍛造品(例えば、機械類の部分品と認められるもの)及びこれらの未完成の鍛造品(更に加工を必要とするが、最終製品としての重要な特性を有するもの)を含まない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 42.02項の物品
- (b) 73.09項又は73.10項の貯蔵タンクその他これに類する容器
- (c) 73.23項のごみ箱及び移動式ごみ箱(戸外用のものを含む。)
- (d) 鉄鋼製の鑄造製品(73.25)
- (e) 事務用具(例えば、ブックエンド、インキスタンド、ペン皿、吸取紙の台、文鎮、スタンプレ台)(83.04)
- (f) 装飾用に供される像、花びん、つぼ及び十字架(83.06)
- (g) 商店、工場、倉庫等において永久設備として備え付けられる大型の棚(73.08)及び94.03項の棚付き家具
- (h) 紡織用繊維製又は紙製のランプのかさを作るための骨組(94.05)

*

* *

号の解説

7326.11 及び 7326.19

鍛造又は型打ちの後、これらの号の製品は次のような加工又は表面処理が行われる場合がある。

粗いばり取り、研磨、槌打鍛造、彫刻又は充てんによるばり、湯もれその他の型打ちで生じた欠陥の除去、酸漬けによる焼なましの除去、単なる砂吹き、粗圧延、粗い漂白、金属中の欠陥を探するために行われる操作、明らかにさびその他の酸化から製品を守るために行われる黒鉛、油、タール、鉛丹その他これらに類する物品による被覆並びに商標等の単なる銘刻のための型打ち、穴あけ、印刷等。